

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&Aと国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針(案)の新旧対照表

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
1. 有形固定資産の譲渡取引に係る会計処理の見直し			
<p>Q 3 1—5 有形固定資産が処分（売却）された場合にはどのような会計処理を行うのか。 (関連項目：第4 0 費用配分の原則、第5 6 減価償却累計額の表示方法、第8 7 特定の償却資産の減価に係る会計処理)</p> <p>A</p> <p>1 [同右]</p> <p>2 [同右]</p> <p>① 現物出資の場合 [同右]</p> <p>a 通常の資産の場合（会計基準8 7の適用がない場合） [同左]</p> <p>イ 1 2 0で売却した場合（現金取引とする） [同右]</p>	<p>Q 3 1—5 有形固定資産が処分（売却）された場合にはどのような会計処理を行うのか。 (関連項目：第4 0 費用配分の原則、第5 6 減価償却累計額の表示方法、第8 7 特定の償却資産の減価に係る会計処理)</p> <p>A</p> <p>1 企業会計においては、有形固定資産の処分時の会計処理は全て損益計算の範疇となる。他方、独立行政法人においては、固定資産を取得した際、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上されることとなる資産が存在する。すなわち、当該固定資産の取得が資本計算に属するものと損益計算に属するものとに区別される。したがって、当該固定資産の処分時の会計処理は、取得時の会計処理が資本計算に属するのか、損益計算に属するのかによって、対応が異なってくる。</p> <p>2 以下、具体的な事例に則して、説明を加える。 取得時の価額1 0 0の償却資産（耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ）を一年後に売却した場合を例とする。</p> <p>① 現物出資の場合 (取得時) 資産 1 0 0 / 資本金 1 0 0</p> <p>a 通常の償却資産の場合（会計基準8 7の適用がない場合） (減価償却) 減価償却費 2 0 / 減価償却累計額 2 0</p> <p>イ 1 2 0で売却した場合（現金取引とする） (売却時処理) 現金 1 2 0 / 資産 1 0 0 減価償却累計額 2 0 / 固定資産売却益 4 0</p>	<p>Q 2 7—5 国から出資された土地を除く有形固定資産が処分（売却）された場合にはどのような会計処理を行うのか。（関連項目；基準第3 7 費用配分の原則、基準第5 3 減価償却累計額の表示方法、基準第8 4 特定の償却資産の減価に係る会計処理）</p> <p>A</p> <p>1 [同右]</p> <p>2 [同右]</p> <p>① 現物出資の場合 取得時 (借) 資産 1 0 0 (貸) 資本金 1 0 0</p> <p>a 通常の資産の場合（基準8 4の適用がない場合） 減価償却 (償却資産の場合) (借) 減価償却費 2 0 (貸) 減価償却累計額 2 0</p> <p>イ. 1 2 0で売却した場合（現金取引とする） 売却時処理 (借) 現金 1 2 0 (貸) 資産 1 0 0 減価償却累計額 2 0 固定資産売却益 4 0</p>	<p>Q 2 7—5 国から出資された土地を除く有形固定資産が処分（売却）された場合にはどのような会計処理を行うのか。（関連項目；基準第3 7 費用配分の原則、基準第5 3 減価償却累計額の表示方法、基準第8 4 特定の償却資産の減価に係る会計処理）</p> <p>A</p> <p>1 企業会計においては、有形固定資産の処分時の会計処理は全て損益計算の範疇となる。他方、国立大学法人等においては、固定資産を取得した際、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、国立大学法人等の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上されることとなる資産が存在する。すなわち、当該固定資産の取得が資本計算に属するものと損益計算に属するものとに区別される。したがって、国から出資された土地を除く当該固定資産の処分時の会計処理は、取得時の会計処理が資本計算に属するのか、損益計算に属するのかによって、対応が異なる。</p> <p>2 以下、具体的な事例に即して説明を加える。 取得時の価額1 0 0の償却資産（耐用年数5年で定額法、残存価額をゼロ）を一年後に売却した場合を例とする。</p> <p>① 現物出資の場合 取得時 (借) 資産 1 0 0 (貸) 資本金 1 0 0</p> <p>a 通常の償却資産の場合（基準8 4の適用がない場合） 減価償却 (借) 減価償却費 2 0 (貸) 減価償却累計額 2 0</p> <p>イ. 1 2 0で売却した場合（現金取引とする） 売却時処理 (借) 現金 1 2 0 (貸) 資産 1 0 0 減価償却累計額 2 0 固定資産売却益 4 0</p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
<p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) [同左]</p> <p>b 特定の資産の場合(会計基準87の適用があり、<u>当該資産の処分収入をもって代替資産の取得を予定している場合</u>) (注)</p> <p>[同右]</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) (売却時処理) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 資本剰余金 20</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) (売却時処理) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 資本剰余金 40</p> <p>c 特定の資産の場合(会計基準87の適用があり、<u>当該資産の処分収入により代替資産を取得することが予定されない場合</u>) (注)</p> <p>(減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p><u>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</u> (売却時処理) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 固定資産売却益 20</p>	<p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) (売却時処理) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 固定資産売却損 20</p> <p>b 特定の<u>償却</u>資産の場合(会計基準87の適用がある<u>場合</u>)で、以下のcの場合を除く(注)</p> <p>(減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) (売却時処理) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 資本剰余金 <u>(損益外 20 除売却差額相当額)</u></p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) (売却時処理) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 資本剰余金 <u>(損益外除売却差額相当額) 40</u></p> <p>c 特定の<u>償却</u>資産の場合(会計基準87の適用がある<u>場合</u>)で、かつ、<u>通則法第46条の2第3項ただし書きによる不要財産の譲渡により生じた簿価(取得時の簿価)超過額の全部又は一部の金額を国庫納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合</u> (注)</p> <p>(減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>120で売却した場合(現金取引とする) (売却時処理) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 固定資産売却益 20</p>	<p>ロ. 60で売却した場合(現金取引とする) 売却時処理 (借)現金 60 (貸)資産 100 減価償却累計額 20 固定資産売却損 20</p> <p>b 特定の<u>償却</u>資産の場合(基準84の適用があり、<u>当該資産の処分収入をもって代替資産の取得を予定している場合</u>)</p> <p>減価償却 (借)損益外減価償却累計額 20 (貸)減価償却累計額 20</p> <p>イ. 120で売却した場合(現金取引とする) 売却時処理 (借)現金 120 (貸)資産 100 減価償却累計額 20 損益外減価償却累計額 20 資本剰余金 20</p> <p>60で売却した場合(現金取引とする) 売却時処理 (借)現金 60 (貸)資産 100 減価償却累計額 20 損益外減価償却累計額 20 資本剰余金 40</p> <p><u>c 特定の資産の場合(基準84の適用があり、当該資産の処分収入により代替資産を取得することが予定されない場合) (注)</u></p> <p><u>減価償却</u> <u>(借)損益外減価償却累計額 20 (貸)減価償却累計額 20</u></p> <p><u>イ. 120で売却した場合(現金取引とする)</u> <u>売却時処理</u> <u>(借)現金 120 (貸)資産 100</u> <u>減価償却累計額 20 損益外減価償却累計額 20</u> <u>固定資産売却益 20</u></p>	<p>ロ. 60で売却した場合(現金取引とする) 売却時処理 (借)現金 60 (貸)資産 100 減価償却累計額 20 固定資産売却損 20</p> <p>b 特定の<u>償却</u>資産の場合(基準84の適用がある<u>場合</u>) (注)</p> <p>減価償却 (借)損益外減価償却累計額 20 (貸)減価償却累計額 20</p> <p>イ. 120で売却した場合(現金取引とする) 売却時処理 (借)現金 120 (貸)資産 100 減価償却累計額 20 損益外減価償却累計額 20 資本剰余金 <u>(損益外 20 除売却差額相当額)</u></p> <p>ロ. 60で売却した場合(現金取引とする) 売却時処理 (借)現金 60 (貸)資産 100 減価償却累計額 20 損益外減価償却累計額 20 資本剰余金 <u>(損益外除売却差額相当額) 40</u></p> <p>[削除]</p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
<p><u>ロ 60で売却した場合(現金取引とする)</u>  <u>(売却時処理) 現金 60 / 資産 100</u>  <u>減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20</u>  <u>固定資産売却損 40</u></p> <p>②～④ [略]  (注) ①のb及びcの会計処理について  (1) ①のb及びcの会計処理は、固定資産の処分収入をもって代替資産の取得を予定しているか否かにより会計処理が異なることになる。すなわち、代替資産の取得を予定している場合(例えば、事務所、事業所等の移転等のため、土地及び建物等の固定資産を処分し、当該処分収入をもって移転先事務所の整備を行うことが予定されている場合等。)には、bに示すように処分収入のうち固定資産の取得原価を超える部分は資本剰余金の増(処分収入が固定資産の取得原価に不足する場合の当該不足額は資本剰余金の減)として整理し、代替資産の取得が予定されない場合(例えば、地方公共団体の道路事業等により事務所又は事業所等の敷地の一部を分割して売却するような場合等。)には、cに示すように処分収入のうち固定資産の取得原価を超える部分は固定資産売却益(処分収入が固定資産の取得原価に不足する場合の当該不足額は固定資産売却損)として整理することになる。  (2) 固定資産の処分収入をもって代替資産の取得を予定している場合とは、事務所、事業所等を移転又は集約化(高層化)すること及びその財源に固定資産の処分収入を充てることが、中期計画の施設・設備に関する計画において明らかにされている場合をいい、公共事業等に伴い、事務所敷地の一部を処分するような場合は、含まれない。なお、中期計画において明らかにされていない場合であっても、重要財産の処分について主務大臣の承認を求める申請書の処分理由で、代替施設取得のための処分であり、その資金計画等が明らかにされている場合には、固定資産の処分収入をもって代替資産の取得を予定している場合に該当するものとして取り扱うこと</p>	<p>[削除]</p> <p>②～④ [略]  (注) ①のb及びcの会計処理について  <u>特定の償却資産の売却においては、注解14(2)ないし15により、当該売却により生じた差額は、特定の償却資産の売却に直接起因した資産の増減であることから、独立行政法人の費用、収益の定義からは除外され、資本取引として整理される。</u>  <u>ただし、特定の償却資産であっても、通則法第46条の2第3項ただし書きにより不要財産の譲渡により生じた簿価(取得時の簿価)超過額の全部又は一部の金額を国庫納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合においては、当該資産についてはその時点において特定が解除された状態となったと言えることから、売却に伴う差額については、注解14(2)ないし15でいうところの「特定の償却資産の売却に直接起因したものである」とはならず、売却に伴う差額については損益取引として処理されることになる。</u></p> <p>[削除]</p>	<p><u>ロ. 60で売却した場合(現金取引とする)</u>  <u>売却時処理</u>  <u>(借) 現金 60 (貸) 資産 100</u>  <u>減価償却累計額 20 損益外減価償却累計額 20</u>  <u>固定資産売却損 40</u></p> <p>②～④ [略]  (注) ①のb及びcの会計処理について  (1) ①のb及びcの会計処理は、固定資産の処分収入をもって代替資産の取得を予定しているか否かにより会計処理が異なることになる。  <u>すなわち、代替資産の取得を予定している場合(例えば、土地及び建物等の固定資産を処分し、当該処分収入をもって移転先の整備を行うことが予定されている場合等。)には、bに示すように処分収入のうち固定資産の取得原価を超える部分は資本剰余金の増(処分収入が固定資産の取得原価に不足する場合の当該不足額は資本剰余金の減)として整理し、代替資産の取得が予定されない場合(例えば、地方公共団体の道路事情等により敷地の一部を分割して売却するような場合等。)には、cに示すように処分収入のうち固定資産の取得原価を超える部分は固定資産売却益(処分収入が固定資産の取得原価に不足する場合の当該不足額は固定資産売却損)として整理することになる。</u>  (2) 固定資産の処分収入をもって代替資産の取得を予定している場合とは、事務所等を集約化(高層化)すること及びその財源に固定資産の処分収入を充てることが、中期計画の施設・設備に関する計画において明らかにされている場合をいい、公共事業等に伴い、事務所敷地の一部を処分するような場合は、含まれない。なお、中期計画において明らかにされていない場合であっても、重要財産の処分について文部科学大臣の承認を求める申請書の処分理由で、代替施設取得のための処分であり、その資金計画等が明らかにされている場合には、固定資産の処分収入をもって代替資産の取得を予定している場合に該当するものとして取り扱うことが認められる。</p>	<p>[削除]</p> <p>②～④ [略]  (注) ①のbの会計処理について  <u>特定の償却資産の売却においては、注解13(2)ないし14により、当該売却により生じた差額は、特定の償却資産の売却に直接起因した資産の増減であることから、国立大学法人等の費用、収益の定義からは除外され、資本取引として整理される。</u></p> <p>[削除]</p>



独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)																	
<p><u>が認められる。</u> また、建物等の償却資産について陳腐化等のために除却処分する場合、及び当該償却資産について除却処分を行わない場合には減損会計基準の定めるところにより減損を認識することとなる場合であって当該減損額が損益外の処理とされる場合に該当すると客観的に認められる場合は、代替資産の取得を予定している場合とみなす。</p>		<p><u>また、建物等の償却資産について陳腐化等のために除却処分する場合、及び当該償却資産について除却処分を行わない場合には減損会計基準の定めるところにより減損を認識することとなる場合であって当該減損額が損益外の処理とされる場合に該当すると客観的に認められる場合は、代替資産の取得を予定している場合とみなす。</u></p>																		
<p>Q 9 8 - 1 政府出資に係る不要財産に係る国庫納付を行った場合の資本金の減少の会計処理はどのようになるのか。</p> <p>A [同右]</p>	<p>Q 9 8 - 1 政府出資に係る不要財産に係る国庫納付を行った場合の資本金の減少の会計処理はどのようになるのか。</p> <p>A 独立行政法人が通則法第46条の2の規定により不要財産に係る国庫納付を行った場合において、当該不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額を減少することとなる。 以下、政府出資に係る不要財産に係る国庫納付に伴う資本金の減少の会計処理について事例に則して説明する。 <u>前提条件</u> 償却資産については、取得時の価額100の資産（耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ）を1年後に現物又は売却して納付した場合、非償却資産については、取得時の価額100の資産をその後に現物又は売却して納付した場合とする。 なお、①売却金額、②国庫納付額及び③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額は、それぞれ以下のとおりとする。</p>	<p>Q 9 3 - 1 国が国立大学法人等に土地を出資する際には、その処分収入の一定部分を国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件が付されることとなるが、当該土地を処分（売却）した場合にはどのような会計処理を行うのか。また、国立大学法人等から納付金を受けた国立大学財務・経営センターにおける会計処理はどうなるのか。</p> <p>A 国立大学法人等において土地処分収入があった場合、文部科学大臣の定める基準により算定した額を国立大学財務・経営センターに納付することとなっており、その際、国立大学法人等は、当該土地処分に関して、資本金を減少する手続きを行うこととなる。 <u>また、国立大学法人等における土地処分収入からセンターへの納付額を差引いた額は、当該国立大学法人等に現金として留まる（以下「留保額」という。）こととなるが、</u> <u>① 当該留保額を資本的支出に充てる場合</u> <u>② 当該留保額を資本的支出に充てない場合に</u> <u>に応じて、会計処理が異なる。</u> <u>一方、Q 2 7 - 5 の A 2 ① b 及び c においては、固定資産の処分収入をもって代替資産の取得を予定しているか否かで場合分けをしている。しかしながら、国立大学法人等の土地処分においては、その処分収入の一部をセンターに納付することから、当該法人には、処分収入の一部しか残らないこと、さらに、代替資産の取得に加え、既存の建物の増改築により処分可能な土地を生み出していくことが十分想定されることから、当該資産の処</u></p>	<p>Q 9 3 - 1 国が国立大学法人等に土地を出資する際には、その処分収入の一定部分を国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件が付されることとなるが、当該土地を処分（売却）した場合にはどのような会計処理を行うのか。また、国立大学法人等から納付金を受けた国立大学財務・経営センターにおける会計処理はどうなるのか。</p> <p>A 国立大学法人等において土地処分収入があった場合、文部科学大臣の定める基準により算定した額を国立大学財務・経営センターに納付することとなっており、その際、国立大学法人等は、当該土地処分に関して、資本金を減少する手続きを行うこととなる。 具体的な会計処理は（別表）のとおりとする。 なお、土地の処分収入の一部納付は、当該年度における処分収入の合計額を基礎としてなされることから、国立大学財務・経営センターへの納付は当該年度分を一括して行うこととなる。また、資本金を減少する手続きについてもセンターへの納付時に行うこととする。</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納付方法・①売却金額</th> <th rowspan="2">②国庫納付額等</th> <th colspan="2">③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額</th> </tr> <tr> <th>現物出資の場合</th> <th>金銭出資の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現物納付の場合</td> <td>現物</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">売却して納付する場合</td> <td>120で売却</td> <td>120</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>60で売却</td> <td>60</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	納付方法・①売却金額	②国庫納付額等	③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額		現物出資の場合	金銭出資の場合	現物納付の場合	現物	100	100	売却して納付する場合	120で売却	120	100	60で売却	60	100		
納付方法・①売却金額	②国庫納付額等			③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額																
		現物出資の場合	金銭出資の場合																	
現物納付の場合	現物	100	100																	
売却して納付する場合	120で売却	120	100																	
	60で売却	60	100																	

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)																								
<p>(1) 現物出資の場合 [省略]</p> <p>① 現物納付をした場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) [省略]</p> <p>c 非償却資産の場合 [省略]</p> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) (減価償却)</p> <p>損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) (売却時) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 <u>固定資産売却益</u> 20</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 <u>国庫納付金(臨時損失)</u> 20</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) (売却時) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 <u>固定資産売却損</u> 40</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60 資本剰余金(減資差益) 40</p>	<p>(1) 現物出資の場合 [省略]</p> <p>① 現物納付をした場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) [省略]</p> <p>c 非償却資産の場合 [省略]</p> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) (減価償却)</p> <p>損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) (売却時) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 <u>資本剰余金(損益外除売却差額相当額)</u> 20</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 <u>資本剰余金(国庫納付差額)</u> 20</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) (売却) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 <u>資本剰余金(損益外除売却差額相当額)</u> 40</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60 資本剰余金(減資差益) 40</p>	<p><u>分収入をもって代替資産の取得を予定している場合に加え、増改築等の資本的支出に充てる場合についても資本剰余金の増減によることとするものである。</u></p> <p><u>また、当該留保額を資本的支出に充てる場合か否かについては、Q27-5のA「(注)①のb及びcの会計処理について」(2)におけると同様、中期計画や重要財産の処分申請書において明らかにされている場合に限り取り扱うことができる。</u>具体的な会計処理は(別表)のとおりとする。</p> <p>なお、土地の処分収入の一部納付は、当該年度における処分収入の合計額を基礎としてなされることから、国立大学財務・経営センターへの納付は当該年度分を一括して行うこととなる。また、資本金を減少する手続きについてもセンターへの納付時に行うこととする。</p>	<p>前提条件</p> <p>A国立大学法人が、一又は複数の土地(合計簿価100)を売却して、年度末に一括して国立大学財務・経営センターに納付した場合とし、①土地の売却金額の合計、②国立大学財務・経営センターへの納付額、③資本金のうち当該納付に係る部分として文部科学大臣が定める金額、④譲渡取引に要した費用の額及び⑤譲渡取引に要した費用のうち、国立大学財務・経営センターが負担する金額は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1703 1209 2881 1755"> <thead> <tr> <th></th> <th>① 土地の売却金額合計</th> <th>② 国立大学財務・経営センターへの納付額</th> <th>③ 資本金のうち当該納付に係る部分として文部科学大臣が定める金額</th> <th>④ 譲渡取引に要した費用の額</th> <th>⑤ ④のうち、国立大学財務・経営センターが負担する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 売却合計額と簿価が実質的同額</td> <td>110</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>b 簿価より実質的に高い価額で売却</td> <td>160</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>c 簿価より実質的に低い価額で売却</td> <td>80</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		① 土地の売却金額合計	② 国立大学財務・経営センターへの納付額	③ 資本金のうち当該納付に係る部分として文部科学大臣が定める金額	④ 譲渡取引に要した費用の額	⑤ ④のうち、国立大学財務・経営センターが負担する金額	a 売却合計額と簿価が実質的同額	110	55	50	10	5	b 簿価より実質的に高い価額で売却	160	80	50	10	5	c 簿価より実質的に低い価額で売却	80	40	50	10	5
	① 土地の売却金額合計	② 国立大学財務・経営センターへの納付額	③ 資本金のうち当該納付に係る部分として文部科学大臣が定める金額	④ 譲渡取引に要した費用の額	⑤ ④のうち、国立大学財務・経営センターが負担する金額																						
a 売却合計額と簿価が実質的同額	110	55	50	10	5																						
b 簿価より実質的に高い価額で売却	160	80	50	10	5																						
c 簿価より実質的に低い価額で売却	80	40	50	10	5																						

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)																																																																				
<p>c 非償却資産の場合</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却) 現金 120 / 土地 100 固定資産売却益 20</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 国庫納付金(臨時損失) 20</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 土地 100 固定資産売却損 40</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60 資本剰余金(減資差益) 40</p> <p>(2) 金銭出資の場合 [省略]</p> <p>① 現物納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) [省略]</p> <p>c 非償却資産の場合 [省略]</p> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) (減価償却)</p> <p>損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 固定資産売却益 20</p>	<p>c 非償却資産の場合</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 土地 100 資本剰余金(損益外除売却差額相当額) 20</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 資本剰余金(国庫納付差額) 20</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 土地 100 資本剰余金(損益外除売却差額相当額) 40</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60 資本剰余金(減資差益) 40</p> <p>(2) 金銭出資の場合 [省略]</p> <p>① 現物納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) [省略]</p> <p>c 非償却資産の場合 [省略]</p> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) (減価償却)</p> <p>損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 資本剰余金(損益外除売却差額相当額) 20</p>	<p>(省略)</p> <p>国立大学財務・経営センター</p> <p>a 土地の売却合計額と簿価が実質的に同額の場合</p> <p>①処分収入の一部を受入れ(A国立大学法人から55を受入。譲渡費用のうちセンター負担分5の支払い。)</p> <table border="1" data-bbox="1632 819 2166 924"> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>50</td> <td>施設費交付金収益 P/L</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>諸経費 P/L</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②処分収入の一部を受入れ(A国立大学法人から80を受入。譲渡費用のうちセンター負担分5の支払い。)</p> <table border="1" data-bbox="1632 1722 2166 1827"> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>75</td> <td>施設費交付金収益 P/L</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>諸経費 P/L</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>b 土地を簿価より実質的に高い価額で売却した場合</p>	現金及び預金 B/S	50	施設費交付金収益 P/L	55	諸経費 P/L	5			現金及び預金 B/S	75	施設費交付金収益 P/L	80	諸経費 P/L	5			<p>(別表)</p> <p>国立大学法人</p> <p>①処分(A国立大学法人が一又は複数の土地(合計簿価100)を合計110で売却。譲渡費用10(うちセンター負担分5))</p> <table border="1" data-bbox="2255 546 2849 693"> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>110</td> <td>土地 B/S</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S</td> <td>5</td> <td>資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>立替金 B/S</td> <td>5</td> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>②処分収入の一部納付(A国立大学法人が55をセンターへ納付。譲渡費用のうちセンター負担分5の受取り。)</p> <p>②減資(A国立大学法人が資本金を50減資。)</p> <table border="1" data-bbox="2255 861 2849 1029"> <tr> <td>資本金 B/S</td> <td>50</td> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金(納付差額) B/S</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>5</td> <td>立替金 B/S</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>※A国立大学法人の当期損益は0</p> <p>③施設費交付金の交付(施設費交付金純収益50のうちB国立大学法人へ30を交付。)</p> <table border="1" data-bbox="2255 1155 2849 1218"> <tr> <td>施設費交付金 P/L</td> <td>30</td> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>30</td> </tr> </table> <p>現金及び預金 B/S 30 / 預り施設費 B/S 30</p> <p>①処分(A国立大学法人が一又は複数の土地(合計簿価100)を合計160で売却。譲渡費用10(うちセンター負担分5))</p> <table border="1" data-bbox="2255 1386 2849 1533"> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>160</td> <td>土地 B/S</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S</td> <td>5</td> <td>資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>立替金 B/S</td> <td>5</td> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>②処分収入の一部納付(A国立大学法人が80をセンターへ納付。譲渡費用のうちセンター負担分5の受取り。)</p> <p>②減資(A国立大学法人が資本金を50減資。)</p> <table border="1" data-bbox="2255 1701 2849 1869"> <tr> <td>資本金 B/S</td> <td>50</td> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金(納付差額) B/S</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>5</td> <td>立替金 B/S</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>※A国立大学法人の当期損益は0</p>	現金及び預金 B/S	110	土地 B/S	100	資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S	5	資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S	10	立替金 B/S	5	現金及び預金 B/S	10	資本金 B/S	50	現金及び預金 B/S	55	資本剰余金(納付差額) B/S	5			現金及び預金 B/S	5	立替金 B/S	5	施設費交付金 P/L	30	現金及び預金 B/S	30	現金及び預金 B/S	160	土地 B/S	100	資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S	5	資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S	60	立替金 B/S	5	現金及び預金 B/S	10	資本金 B/S	50	現金及び預金 B/S	80	資本剰余金(納付差額) B/S	30			現金及び預金 B/S	5	立替金 B/S	5
現金及び預金 B/S	50	施設費交付金収益 P/L	55																																																																				
諸経費 P/L	5																																																																						
現金及び預金 B/S	75	施設費交付金収益 P/L	80																																																																				
諸経費 P/L	5																																																																						
現金及び預金 B/S	110	土地 B/S	100																																																																				
資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S	5	資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S	10																																																																				
立替金 B/S	5	現金及び預金 B/S	10																																																																				
資本金 B/S	50	現金及び預金 B/S	55																																																																				
資本剰余金(納付差額) B/S	5																																																																						
現金及び預金 B/S	5	立替金 B/S	5																																																																				
施設費交付金 P/L	30	現金及び預金 B/S	30																																																																				
現金及び預金 B/S	160	土地 B/S	100																																																																				
資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S	5	資本剰余金(損益外除売却差額相当額) B/S	60																																																																				
立替金 B/S	5	現金及び預金 B/S	10																																																																				
資本金 B/S	50	現金及び預金 B/S	80																																																																				
資本剰余金(納付差額) B/S	30																																																																						
現金及び預金 B/S	5	立替金 B/S	5																																																																				



独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)																																																				
<p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120  <u>国庫納付金 (臨時損失) 20</u></p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 資産 100  減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20  <u>固定資産売却損 40</u></p> <p>(返納時) 資本金 60 / 現金 60</p> <p>c 非償却資産の場合</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 土地 100  <u>固定資産売却益 20</u></p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120  <u>国庫納付金 (臨時損失) 20</u></p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 土地 100  <u>固定資産売却損 40</u></p> <p>(返納時) 資本金 60 / 現金 60</p>	<p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120  <u>国庫納付金 (臨時損失) 20</u></p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 資産 100  減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20  <u>資本剰余金 (国庫納付差額) 40</u></p> <p>(返納時) 資本金 60 / 現金 60</p> <p>c 非償却資産の場合</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 土地 100  <u>資本剰余金 (損益外除売却差額相当額) 20</u></p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120  <u>資本剰余金 (国庫納付差額) 20</u></p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 土地 100  <u>資本剰余金 (国庫納付差額) 40</u></p> <p>(返納時) 資本金 60 / 現金 60</p>	<p>③施設費交付金の交付 (施設費交付金純収益75のうちB国立大学法人へ50を交付。)</p> <table border="1" data-bbox="1647 357 2255 409"> <tr> <td>施設費交付金 P/L</td> <td>50</td> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>50</td> </tr> </table> <p>c 土地を簿価より実質的に低い価額で売却した場合</p> <p>②処分収入の一部を受入れ (A国立大学法人から40を受入。譲渡費用のうちセンター負担分5の支払い。)</p> <table border="1" data-bbox="1647 892 2255 976"> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>40</td> <td>施設費交付金収益 P/L</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>諸経費 P/L</td> <td>5</td> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>③施設費交付金の交付 (施設費交付金純収益35のうちB国立大学法人へ30を交付。)</p> <table border="1" data-bbox="1647 1260 2255 1312"> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>30</td> <td>預り施設費 B/S</td> <td>30</td> </tr> </table>	施設費交付金 P/L	50	現金及び預金 B/S	50	現金及び預金 B/S	40	施設費交付金収益 P/L	40	諸経費 P/L	5	現金及び預金 B/S	5	現金及び預金 B/S	30	預り施設費 B/S	30	<p>③施設費交付金の受領 (B国立大学法人がセンターから50を受領。)</p> <table border="1" data-bbox="2270 357 2878 409"> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>50</td> <td>預り施設費 B/S</td> <td>50</td> </tr> </table> <p>①処分 (A国立大学法人が一又は複数の土地 (合計簿価100) を合計80で売却。譲渡費用10 (うちセンター負担分5))</p> <table border="1" data-bbox="2270 609 2878 787"> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>80</td> <td>土地 B/S</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金 B/S</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本剰余金 (損益外除売却差額相当額) B/S</td> <td>5</td> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>立替金 B/S</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②処分収入の一部納付 (A国立大学法人が40をセンターへ納付。譲渡費用のうちセンター負担分5の受取り。)</p> <p>②減資 (A国立大学法人が資本金を50減資。)</p> <table border="1" data-bbox="2270 966 2878 1113"> <tr> <td>資本金 B/S</td> <td>50</td> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本剰余金 (減資差益) B/S</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>5</td> <td>立替金 B/S</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>※ A国立大学法人の当期損益は0</p> <p>③施設費交付金の受領 (B国立大学法人がセンターから30を受領。)</p> <table border="1" data-bbox="2270 1249 2878 1302"> <tr> <td>現金及び預金 B/S</td> <td>30</td> <td>預り施設費 B/S</td> <td>30</td> </tr> </table>	現金及び預金 B/S	50	預り施設費 B/S	50	現金及び預金 B/S	80	土地 B/S	100	資本剰余金 B/S	20			資本剰余金 (損益外除売却差額相当額) B/S	5	現金及び預金 B/S	10	立替金 B/S	5			資本金 B/S	50	現金及び預金 B/S	40			資本剰余金 (減資差益) B/S	10	現金及び預金 B/S	5	立替金 B/S	5	現金及び預金 B/S	30	預り施設費 B/S	30
施設費交付金 P/L	50	現金及び預金 B/S	50																																																				
現金及び預金 B/S	40	施設費交付金収益 P/L	40																																																				
諸経費 P/L	5	現金及び預金 B/S	5																																																				
現金及び預金 B/S	30	預り施設費 B/S	30																																																				
現金及び預金 B/S	50	預り施設費 B/S	50																																																				
現金及び預金 B/S	80	土地 B/S	100																																																				
資本剰余金 B/S	20																																																						
資本剰余金 (損益外除売却差額相当額) B/S	5	現金及び預金 B/S	10																																																				
立替金 B/S	5																																																						
資本金 B/S	50	現金及び預金 B/S	40																																																				
		資本剰余金 (減資差益) B/S	10																																																				
現金及び預金 B/S	5	立替金 B/S	5																																																				
現金及び預金 B/S	30	預り施設費 B/S	30																																																				
<p>Q98-2 取得時において資本剰余金として計上された資産を不要財産として国庫納付した場合の資本剰余金の減少の会計処理はどのようになるのか。</p> <p>A [同右]</p>	<p>Q98-2 取得時において資本剰余金として計上された資産を不要財産として国庫納付した場合の資本剰余金の減少の会計処理はどのようになるのか。</p> <p>A 独立行政法人が政府からの支出により取得した固定資産の中には、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合に、相当額を資本剰余金として計上する資産が存在する。このため、会計基準第98第3項において、取得時に資本剰余金として計上された資産を不要財産として国庫納付した場合は、資本金の減少に係る会計処理に準じて、当該納付に係</p>																																																						

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)																																													
<p>① 現物納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) [省略]</p> <p>c 非償却資産の場合 [省略]</p> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) (減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(売却時) 現金</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">120</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">資産</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">20</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td><u>固定資産売却益</u></td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> </table>	(売却時) 現金	120		資産	100	減価償却累計額	20		損益外減価償却累計額	20				<u>固定資産売却益</u>	20	<p>る部分の金額を資本剰余金から減少することとされている。</p> <p>以下、施設費等により取得し、資本剰余金に計上された資産を不要財産として国庫納付した場合の会計処理について、事例に則して説明を加える。</p> <p><u>前提条件</u></p> <p>償却資産については、取得時の価額100の資産(耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ)を1年後に現物又は売却して納付した場合、非償却資産については、取得時の価額100の資産をその後に現物又は売却して納付した場合とする。</p> <p>なお、売却して納付した場合の国庫納付額については、120で売却した場合は120、60で売却した場合は60とする。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(取得時) 資産</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">100</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">現金</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>預り施設費</td> <td style="text-align: right;">100</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td>資本剰余金(施設費)</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </table> <p>① 現物納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) [省略]</p> <p>c 非償却資産の場合 [省略]</p> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合) [省略]</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする) [省略]</p> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合) (減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(売却時) 現金</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">120</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">資産</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">20</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td><u>資本剰余金(損益外除)</u></td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td><u>売却差額相当額</u></td> <td></td> </tr> </table>	(取得時) 資産	100		現金	100	預り施設費	100		資本剰余金(施設費)	100	(売却時) 現金	120		資産	100	減価償却累計額	20		損益外減価償却累計額	20				<u>資本剰余金(損益外除)</u>	20				<u>売却差額相当額</u>			
(売却時) 現金	120		資産	100																																												
減価償却累計額	20		損益外減価償却累計額	20																																												
			<u>固定資産売却益</u>	20																																												
(取得時) 資産	100		現金	100																																												
預り施設費	100		資本剰余金(施設費)	100																																												
(売却時) 現金	120		資産	100																																												
減価償却累計額	20		損益外減価償却累計額	20																																												
			<u>資本剰余金(損益外除)</u>	20																																												
			<u>売却差額相当額</u>																																													



独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
	<p>(返納時) 資本剰余金(施設費) 100 現金 120  <u>資本剰余金(国庫納付差額) 20</u></p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 資産 100  減価償却累計額 20 損益外減価償却累計額 20  <u>資本剰余金(損益外除売却差額相当額) 40</u></p> <p>(返納時) 資本剰余金(施設費) 60 / 現金 60</p> <p>c 非償却資産の場合</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 土地 100  資本剰余金(損益外除売却差額相当額) 20</p> <p>(返納時) 資本剰余金(施設費) 100 現金 120  資本剰余金(国庫納付差額) 20</p> <p>ロ 60で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 土地 100  資本剰余金(損益外除売却差額相当額) 40</p> <p>(返納時) 資本剰余金(施設費) 60 / 現金 60</p>		
[新設]	<p><u>Q98-6 不要財産を譲渡し、この譲渡収入の範囲内で国庫納付する場合において、通則法第46条の2第3項ただし書きに規定する主務大臣の認可があった場合の会計処理はどのようになるのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>通則法第46条の2第3項ただし書きにおいては、不要財産の譲渡により生じた簿価(取得時の簿価)超過額がある場合において、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合においては、当該認可額については国庫に納付することを要しないとされている。</u></p> <p><u>以下、政府出資に係る不要財産について国庫納付する場合で、通則法第46条の2第3項ただし書きにより簿価(取得時の簿価)超過額のうち一部の金額を国庫納付しないことについて主務大臣が認可した場合の会計処理について、事例に則して説明する。</u></p>		

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ & A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ & A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)								
	<p><u>前提条件</u></p> <p><u>政府からの現物出資に係る会計基準第87の適用がある特定償却資産(取得価額100、耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ)について1年後に不要財産として売却し、その収入をもって国庫納付した場合で、簿価(取得時の簿価)超過額の一部の金額については国庫納付しないことについて主務大臣の認可がある場合とする。</u></p> <p><u>なお、①売却金額、②通則法第46条の2第3項ただし書きにより主務大臣が認可した金額、③国庫納付額及び④独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額は、それぞれ以下の通りとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="549 772 1513 1018"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 772 718 955">①売却金額</th> <th data-bbox="718 772 1050 955">②通則法第46条の2第3項ただし書きにより主務大臣が認可した金額</th> <th data-bbox="1050 772 1249 955">③国庫納付額 (①-②)</th> <th data-bbox="1249 772 1513 955">④独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 955 718 1018">120</td> <td data-bbox="718 955 1050 1018">15</td> <td data-bbox="1050 955 1249 1018">105</td> <td data-bbox="1249 955 1513 1018">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出資時) 資産 100 / 資本金 100  (減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20  (売却時) 現金 120 / 資産 100  減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20  固定資産売却益 20  (返納時) 資本金 100 / 現金 105  国庫納付金(臨時損失) 5 /</p>	①売却金額	②通則法第46条の2第3項ただし書きにより主務大臣が認可した金額	③国庫納付額 (①-②)	④独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額	120	15	105	100		
①売却金額	②通則法第46条の2第3項ただし書きにより主務大臣が認可した金額	③国庫納付額 (①-②)	④独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額								
120	15	105	100								

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
2. 固定資産の減損額の会計処理の見直し			
<p><u>Q減損6-1 自己収入を財源として取得した固定資産について、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず発生した減損額についても、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上するのか。(現物出資された固定資産や施設費を財源として取得した固定資産については、独立行政法人の財産的基礎を構成するものであり、減損の発生により実質的な財産的基礎の減少の程度を示すことになるという基本的な考え方(注解6-7参照)が該当するが、自己収入を財源として取得した固定資産については、財産的基礎には該当しないことから、このような整理は困難ではないのか。)</u></p> <p>A</p> <p>1 発生した減損額の会計処理については、当該固定資産の取得財源の如何にかかわらず、中期計画等で想定した業務運営を行ったか否かの観点から判断し、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、損益外の処理を行うことになる。</p> <p>2 なお、減損会計基準は、国からの財源措置に依存した業務運営を行っておりその保有する固定資産について自己収入による投資額の回収が予定されていない独立行政法人を念頭に設定されたものであり、質問のようなケースはあまり生じないものとする。</p>	<p>[削除]</p>	<p><u>Q減損6-1 自己収入を財源として取得した固定資産について、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず発生した減損額についても、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上するのか。(現物出資された固定資産や施設費を財源として取得した固定資産については、国立大学法人等の財産的基礎を構成するものであり、減損の発生により実質的な財産的基礎の減少の程度を示すことになるという基本的な考え方(注解5-7参照)が該当するが、自己収入を財源として取得した固定資産については、財産的基礎には該当しないことから、このような整理は困難ではないのか。)</u></p> <p>A</p> <p>発生した減損額の会計処理については、当該固定資産の取得財源の如何にかかわらず、中期計画等で想定した業務運営を行ったか否かの観点から判断し、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、損益外の処理を行うことになる。</p>	<p>[削除]</p>
<p><u>Q減損6-2 「中期計画等で定めた施設の利用促進方を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかった」とは、具体的にどのような場合をいうのか。</u></p> <p>A</p> <p>中期計画等において施設の利用促進方策等を具体的に定めることが必要であり、例えば、施設の利用率、利用収入等が当初の想定以下(例えば施設の入場者数1,000人/日と中期計画等で定めたのに対して、実績は500人/日となっている場合)であるにもかかわらず、経営者が具体的に経営改善方策(例えば展示内容の変更、広告宣伝の実施、営業時間の延長等)の策定及び指示を実行していない場合などが想定される。</p>	<p><u>Q減損6-1 「中期計画等で定めた施設の利用促進方を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかった」とは、具体的にどのような場合をいうのか。</u></p> <p>A</p> <p>中期計画等において施設の利用促進方策等を具体的に定めることが必要であり、例えば、施設の利用率、利用収入等が当初の想定以下(例えば施設の入場者数1,000人/日と中期計画等で定めたのに対して、実績は500人/日となっている場合)であるにもかかわらず、経営者が具体的に経営改善方策(例えば展示内容の変更、広告宣伝の実施、営業時間の延長等)の策定及び指示を実行していない場合などが想定される。</p>	<p><u>Q減損6-2 国立大学法人等の業務は教育、研究、診療と多岐に亘り、また、その業務の性質上、運営方法について詳細に中期計画等に記載することが困難であるが、国立大学法人等において、中期計画等で想定した業務運営を行わなかったこととしては、具体的にどのような場合が想定されるのか。</u></p> <p>A</p> <p>国立大学法人等においては、設問のようなケースは通常想定されがたいところであるが、例えば、中期計画において記載された行うべき事項として、教育研究の用に供する建物等の維持・管理を行う旨が当然想定されるにもかかわらず、当該建物等の維持・管理の懈怠により、</p>	<p><u>Q減損6-1 国立大学法人等の業務は教育、研究、診療と多岐に亘り、また、その業務の性質上、運営方法について詳細に中期計画等に記載することが困難であるが、国立大学法人等において、中期計画等で想定した業務運営を行わなかったこととしては、具体的にどのような場合が想定されるのか。</u></p> <p>A</p> <p>国立大学法人等においては、設問のようなケースは通常想定されがたいところであるが、例えば、中期計画において記載された行うべき事項として、教育研究の用に供する建物等の維持・管理を行う旨が当然想定されるにもかかわらず、当該建物等の維持・管理の懈怠により、</p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
		必要な管理がなされなかったことにより、資産価値が減耗した場合や、中期計画に記載した以外の事業を行ったことにより減耗等が生じた場合に、減損を認識することが想定されうる。	必要な管理がなされなかったことにより、資産価値が減耗した場合や、中期計画に記載した以外の事業を行ったことにより減耗等が生じた場合に、減損を認識することが想定されうる。
[新設]	<p><u>Q減損6-2 減損会計基準第6が改訂され会計基準第87に規定する特定償却資産以外の償却資産（非特定償却資産）について減損が発生した場合には当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上することとされたが、既往事業年度に非特定償却資産の減損額について「中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである」として、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上し、かつ、既往事業年度に当該非特定償却資産が除却されていない場合において、改訂後の減損会計基準第6の適用関係はどのようなになるのか。</u></p> <p><u>A</u> 改訂後の減損会計基準第6の適用時において、設例のケースが存在する場合には、当該非特定償却資産に係る損益外減損損失累計額を減額し、相当額を臨時損失に計上することとなる。</p>	[新設]	<p><u>Q減損6-2 減損会計基準第6が改訂され会計基準第84に規定する特定償却資産以外の償却資産（非特定償却資産）について減損が発生した場合には当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上することとされたが、既往事業年度に非特定償却資産の減損額について「中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである」として、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上し、かつ、既往事業年度に当該非特定償却資産が除却されていない場合において、改訂後の減損会計基準第6の適用関係はどのようなになるのか。</u></p> <p><u>A</u> 改訂後の減損会計基準第6の適用時において、設例のケースが存在する場合には、当該非特定償却資産に係る損益外減損損失累計額を減額し、相当額を臨時損失に計上することとなる。</p>



独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)																																								
<p>(別紙) <b>固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の適用事例</b> 【事例1】～【事例3】 [省略] 【事例4】</p> <p>D独立行政法人では、研修業務を実施しており、研修施設を東京及び大阪に所有しているが、中期計画では、研修業務の効率化及び研修内容の充実等を図るため、早期に研修業務を東京に集中することとし、大阪の施設については廃止することが決定されている。</p> <p>D独立行政法人は、平成17 事業年度末に大阪の研修施設を廃止することを決定し、当該施設については、倉庫に転用することを決定した。</p> <p>大阪の研修施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="97 877 759 1648"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>RC造 5階建</th> <th>数量</th> <th>延 2,800 m<sup>2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数</td> <td>20年(平成36年9月30日まで)</td> <td>D独立行政法人の取得価額</td> <td>2,450,000千円</td> </tr> <tr> <td>取得事由</td> <td>独立行政法人設立時(平成16年10月1日)に旧法人より承継</td> <td>旧法人での取得時期等</td> <td>昭和49年10月1日(1974年10月1日)建設、耐用年数50年</td> </tr> <tr> <td>平成17事業年度末帳簿価額</td> <td>2,284,625千円</td> <td>平成17事業年度末減価償却累計額</td> <td>165,375千円</td> </tr> <tr> <td>残存価額</td> <td>10%</td> <td>減価償却法</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、研修施設と同規模の倉庫の調達価格は3,000,000千円と見積もられ、その耐用年数は38年と見積もられる。また、研修施設の時価は1,000,000千円、処分費用は20,000千円と見積もられる。</p>	構造	RC造 5階建	数量	延 2,800 m <sup>2</sup>	耐用年数	20年(平成36年9月30日まで)	D独立行政法人の取得価額	2,450,000千円	取得事由	独立行政法人設立時(平成16年10月1日)に旧法人より承継	旧法人での取得時期等	昭和49年10月1日(1974年10月1日)建設、耐用年数50年	平成17事業年度末帳簿価額	2,284,625千円	平成17事業年度末減価償却累計額	165,375千円	残存価額	10%	減価償却法	定額法	<p>(別紙) <b>固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の適用事例</b> 【事例1】～【事例3】 [省略] 【事例4】</p> <p>D独立行政法人では、研修業務を実施しており、研修施設を東京及び大阪に所有しているが、中期計画では、研修業務の効率化及び研修内容の充実等を図るため、早期に研修業務を東京に集中することとし、大阪の施設については廃止することが決定されている。</p> <p>D独立行政法人は、平成17 事業年度末に大阪の研修施設を廃止することを決定し、当該施設については、倉庫に転用することを決定した。</p> <p>大阪の研修施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="801 877 1463 1648"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>RC造 5階建</th> <th>数量</th> <th>延 2,800 m<sup>2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数</td> <td>20年(平成36年9月30日まで)</td> <td>D独立行政法人の取得価額</td> <td>2,450,000千円</td> </tr> <tr> <td>取得事由</td> <td>独立行政法人設立時(平成16年10月1日)に旧法人より承継</td> <td>旧法人での取得時期等</td> <td>昭和49年10月1日(1974年10月1日)建設、耐用年数50年</td> </tr> <tr> <td>平成17事業年度末帳簿価額</td> <td>2,284,625千円</td> <td>平成17事業年度末減価償却累計額</td> <td>165,375千円</td> </tr> <tr> <td>残存価額</td> <td>10%</td> <td>減価償却法</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、研修施設は<u>会計基準第87の特定價却資産であり</u>、同規模の倉庫の調達価格は3,000,000千円、その耐用年数は38年と見積もられる。また、研修施設の時価は1,000,000千円、処分費用は20,000千円と見積もられる。</p>	構造	RC造 5階建	数量	延 2,800 m <sup>2</sup>	耐用年数	20年(平成36年9月30日まで)	D独立行政法人の取得価額	2,450,000千円	取得事由	独立行政法人設立時(平成16年10月1日)に旧法人より承継	旧法人での取得時期等	昭和49年10月1日(1974年10月1日)建設、耐用年数50年	平成17事業年度末帳簿価額	2,284,625千円	平成17事業年度末減価償却累計額	165,375千円	残存価額	10%	減価償却法	定額法	<p style="text-align: center;">該当条項なし</p>	
構造	RC造 5階建	数量	延 2,800 m <sup>2</sup>																																								
耐用年数	20年(平成36年9月30日まで)	D独立行政法人の取得価額	2,450,000千円																																								
取得事由	独立行政法人設立時(平成16年10月1日)に旧法人より承継	旧法人での取得時期等	昭和49年10月1日(1974年10月1日)建設、耐用年数50年																																								
平成17事業年度末帳簿価額	2,284,625千円	平成17事業年度末減価償却累計額	165,375千円																																								
残存価額	10%	減価償却法	定額法																																								
構造	RC造 5階建	数量	延 2,800 m <sup>2</sup>																																								
耐用年数	20年(平成36年9月30日まで)	D独立行政法人の取得価額	2,450,000千円																																								
取得事由	独立行政法人設立時(平成16年10月1日)に旧法人より承継	旧法人での取得時期等	昭和49年10月1日(1974年10月1日)建設、耐用年数50年																																								
平成17事業年度末帳簿価額	2,284,625千円	平成17事業年度末減価償却累計額	165,375千円																																								
残存価額	10%	減価償却法	定額法																																								

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
<p>&lt;事例の検証&gt;</p> <p>(1) 減損の兆候 [同右]</p> <p>(2) 減損の認識 [同右]</p> <p>(3) 減損額の測定 [同右]</p> <p>(4) 会計処理 [同右]</p> <p>(5) 注記 [同右]</p> <p>(6) 減損後の会計処理 [同右]</p> <p>【事例5】 [省略]</p>	<p>&lt;事例の検証&gt;</p> <p>(1) 減損の兆候 減損の兆候：独立行政法人自らが、大阪の施設について廃止することを決定したものであり、減損会計基準「第3 減損の兆候」第2項(5)に該当し、減損の兆候が認められる。</p> <p>(2) 減損の認識 独立行政法人自らが施設の廃止及び倉庫に転用するという決定を行っており、減損会計基準「第4 減損の認識」第1項(3)に該当し、減損を認識することになる。</p> <p>(3) 減損額の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該施設の使用価値相当額：倉庫としての減価償却後再調達価格は、3,000,000千円－(3,000,000千円×0.9×31.5/50)＝1,299,000千円となる。</li> <li>・ 当該施設の正味売却価額：時価1,000,000千円－処分費用は20,000千円＝980,000千円となる。</li> <li>・ したがって、回収可能サービス価額は1,299,000千円、減損額は2,284,625千円－1,299,000千円＝985,625千円と測定される。</li> </ul> <p>(4) 会計処理 中期計画に従った施設の廃止であることから、減損会計基準「第6 減損額の会計処理」(2)に該当し、以下のような損益外の処理を行うことになる。 損益外減損損失累計額 985,625千円/減損損失累計額 985,625千円 なお、損益外減損損失累計額985,625千円については、行政サービス実施コスト計算書に計上することになる。</p> <p>(5) 注記 減損を認識したことから、減損会計基準「第11 注記」第1項に従い注記する。</p> <p>(6) 減損後の会計処理 施設の廃止が決定され、用途変更が行われていることから、減損後の帳簿価額： 1,299,000千円、減損後の耐用年数：6年6月(38年－経過年数31年6月)を基礎として、減価償却を実施することになる。</p> <p>【事例5】 [省略]</p>		

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

3. セグメント情報の開示

Q79-2 セグメント情報の開示様式はどのようになるか。

A  
1 会計基準第43において、セグメント情報として開示すべき事項は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額とされている。また注解39では国民等に対する説明責任の観点から、セグメント情報の積極的な情報開示が要請されている。

2 セグメント情報の作成にあたっては、以上の点を踏まえつつ各独立行政法人の判断により必要と認められる情報を開示することになるが、参考として以下に標準的な記載内容及び記載上の留意事項の例を示すこととする。

	A事業	B事業	C事業	計
事業費用				
事業収益				
事業損益				
総資産				

Q79-2 セグメント情報の開示様式はどのようになるか。

A  
1 会計基準第43において、セグメント情報として開示すべき事項は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額とされている。また、注解第39第2項において、独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な業務収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要があるとされている。

2 セグメント情報の作成にあたっては、以上の点を踏まえつつ各独立行政法人の判断により必要と認められる情報をその内訳もあわせて開示することになるが、参考として以下に記載例及び記載上の留意事項の例を示すこととする。

	A事業	B事業	・・・	計
I事業費用、事業収益及び事業損益	××	××	××	××
事業費用	××	××	××	××
××業務費	××	××	××	××
△△業務費	××	××	××	××
・・・	××	××	××	××
・・・	××	××	××	××
・・・	××	××	××	××
その他	××	××	××	××
一般管理費	××	××	××	××
財務費用	××	××	××	××
雑損				
計	××	××	××	××

Q76-1 附属明細書における各明細の様式又は記載内容は、具体的にどのようなものか。

A  
1 省略  
2 附属明細書における明細は、次のとおりとする。  
(1)～(18) 省略  
(19) 開示すべきセグメント情報

既に対応済み

(単位:千円)

区分	附属病院	△△△	○○○	小計	法人共通	合計
業務費用						
業務費						
教育経費						
研究経費						
診療経費						
教育研究支援経費						
受託研究費						
受託事業費						
人件費						
一般管理費						
財務費用						
雑損						
小計						
業務収益						
運営費交付金収益						
学生納付金収益						
附属病院収益						
受託研究等収益						
受託事業等収益						
寄附金収益						
財務収益						
雑益						
小計						
業務損益						
土地						
建物						
構築物						
：						
その他						
帰属資産						

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)																																																																																																				
(記載上の留意事項) [省略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;"><u>事業収益</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;"><u>運営費交付</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;"><u>金収益</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;"><u>△△収入</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">・・・</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">・・・</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">・・・</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">その他</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">事業損益</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5"><hr/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">II 総資産</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>×××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>×××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">  土地</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>×</u></td> <td style="text-align: center;"><u>×</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">  建物</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">  建築物</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">  ・・・</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>×××</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">  その他</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>×</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> <td style="text-align: center;"><u>××</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(記載上の留意事項) [省略]</td> </tr> </table>	<u>事業収益</u>					<u>運営費交付</u>					<u>金収益</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>△△収入</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	・・・	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	・・・	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	・・・	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	その他	<u>××</u>				計	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	事業損益	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<hr/>					II 総資産	<u>××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>××</u>	土地	<u>××</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>××</u>	建物	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	建築物	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	・・・	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>×××</u>	その他	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>×</u>	計	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<hr/>					(記載上の留意事項) [省略]					(記載上の注意) [省略]	
<u>事業収益</u>																																																																																																							
<u>運営費交付</u>																																																																																																							
<u>金収益</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
<u>△△収入</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
・・・	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
・・・	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
・・・	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
その他	<u>××</u>																																																																																																						
計	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
事業損益	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
<hr/>																																																																																																							
II 総資産	<u>××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
土地	<u>××</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>××</u>																																																																																																			
建物	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
建築物	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
・・・	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>×××</u>																																																																																																			
その他	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>×</u>																																																																																																			
計	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>	<u>××</u>																																																																																																			
<hr/>																																																																																																							
(記載上の留意事項) [省略]																																																																																																							
4. 科学研究費補助金等に係る会計処理																																																																																																							
		<p>Q 1 6 - 6 科学研究費補助金等の補助金に係る間接経費の取扱いは具体的にどうするのか。また、受託研究に係る間接経費の取扱いはどうするのか。</p> <p>A</p> <p>1 科学研究費補助金に係る間接経費とは、科学研究費補助金による研究を行う際に、補助事業者（研究代表者）が所属する研究機関が研究遂行に関連して必要とする経費であり、科学研究費補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を直接経費に上積して措置されるものである。</p> <p>科学研究費補助金における間接経費は、直接経費と合わせて補助事業者又は当該研究機関の代表者（以下補助</p>	<p>Q 1 6 - 6 <u>科学研究費助成事業</u>に係る間接経費の取扱いは具体的にどうするのか。また、受託研究に係る間接経費の取扱いはどうするのか。</p> <p>A</p> <p>1 <u>科学研究費助成事業</u>に係る間接経費とは、<u>科学研究費助成事業</u>による研究を行う際に、補助事業者（研究代表者）が所属する研究機関が研究遂行に関連して必要とする経費であり、<u>科学研究費助成事業</u>を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を直接経費に上積して措置されるものである。</p> <p><u>科学研究費助成事業</u>における間接経費は、直接経費と合わせて補助事業者又は当該研究機関の代表者（以下補助</p>																																																																																																				



独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
		<p>事業者等)に交付されることになるから、会計処理は、預り研究費補助金として国立大学法人等会計を經由して補助事業者等に納付することとなり、その後、補助事業者等は間接経費分を所属する国立大学法人等に納付することとなる。したがって、国立大学法人等は、補助事業者等から納付された間接経費について、収入として国立大学法人等の会計に計上する必要がある。この場合、科学研究費補助金に係る直接経費に使い残しが生じた場合、間接経費についても精算し返還する義務が生じるものと考えられるため、本来は間接経費を負債計上し直接経費の使用に伴い収益化する取扱いとなるが、実務上、直接経費の使用に伴い間接経費を収益化していくことは煩雑と考えられるため、その受入科目は雑益の小科目「雑収入」又は「研究関連収入」として処理し、返還義務が生じた場合には収入を戻入する取扱いとする。</p> <p>2 受託研究については科学研究費補助金に係る間接経費と異なり、受託研究の権利義務主体が国立大学法人等であるので、直接経費相当額については、前受受託研究費として計上し、間接経費については、受託研究が満了しなかった場合には、契約内容によっては科学研究費補助金同様に間接経費の返還義務が生じるものと考えられるが、その取扱いについては、実務上、科学研究費補助金と同様に、簡便な取扱いによることが適当であると考慮されるため、当該年度に係る間接経費相当額については「受託研究等収入」として処理し、返還義務が生じた場合には収入を戻入する取扱いとする。</p>	<p>事業者等)に交付されることになるから、会計処理は、預り研究費補助金として国立大学法人等会計を經由して補助事業者等に納付することとなり、その後、補助事業者等は間接経費分を所属する国立大学法人等に納付することとなる。したがって、国立大学法人等は、補助事業者等から納付された間接経費について、収入として国立大学法人等の会計に計上する必要がある。この場合、<u>科学研究費助成事業</u>に係る直接経費に使い残しが生じた場合、間接経費についても精算し返還する義務が生じるものと考えられるため、本来は間接経費を負債計上し直接経費の使用に伴い収益化する取扱いとなるが、実務上、直接経費の使用に伴い間接経費を収益化していくことは煩雑と考えられるため、その受入科目は雑益の小科目「雑収入」又は「研究関連収入」として処理し、返還義務が生じた場合には収入を戻入する取扱いとする。</p> <p><u>なお、複数年にわたる研究費の使用が可能な学術研究助成基金助成金の間接経費については、国立大学法人等の責任の下、研究期間における翌年度以降の執行分を雑益から前受金として負債に振替処理し、翌期首において、当該前受金を雑益に振替する取扱いも妨げない。</u></p> <p>2 受託研究については<u>科学研究費助成事業</u>に係る間接経費と異なり、受託研究の権利義務主体が国立大学法人等であるので、直接経費相当額については、前受受託研究費として計上し、間接経費については、受託研究が満了しなかった場合には、契約内容によっては<u>科学研究費助成事業</u>同様に間接経費の返還義務が生じるものと考えられるが、その取扱いについては、実務上、科学研究費補助金と同様に、簡便な取扱いによることが適当であると考慮されるため、当該年度に係る間接経費相当額については「受託研究等収入」として処理し、返還義務が生じた場合には収入を戻入する取扱いとする。</p>